

○経済産業省告示第二百六十九号

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

